

定 款

一般社団法人 Global Clinical Platform

平成30年2月16日作成
平成30年2月20日認証
平成30年2月21日設立

一般社団法人Global Clinical Platform 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人Global Clinical Platformと称し、英文名では、Global Clinical Platform Associationと表示する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、がん領域、再生医療領域、難病領域などのアンメットメディカルニーズの高い疾患に苦しむ患者さんが、質の高い臨床試験に平等に参加できるようグローバルプラットフォームとして医療従事者や製薬メーカー等に様々な情報提供を行い新薬開発を通じて社会福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床試験に関する情報収集業務
- (2) 臨床試験に関するコンサルティング業務
- (3) 臨床試験に携わる医師を含む全ての医療従事者に対する教育
- (4) 臨床試験を行う施設及び医療従事者に対する認定基準の策定、公表、認定に関する事業
- (5) 臨床試験に関する各種啓蒙セミナーの開催
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業に関しては国内及び海外にて行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 法人正会員 本法人の目的に賛同して本法人の事業の推進に貢献するために入会した法人
- (2) 賛助法人会員 本法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した法人

(3) 個人正会員 臨床研究全般に係わる医師その他専門職者、教育担当者、メディアその他の属性の者であって、本法人の事業に賛同して入会した個人

(入会)

第6条 前条の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める手続に従って、入会の申し込みを行う。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会において、その可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会（以下、「総会」という）において別に定める額を支払う義務を負う。

(社員)

第8条 第5条に定める会員のうち、第6条の規定により正会員となり、前条の規定に従って2期連続して会費を納入した正会員（設立時会員は1期分の会費を納入した正会員）は、一般社団法人等法に定める社員（以下、「社員」という）とする。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受けて、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人または本法人の関係者の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既発生の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び既納の拠出品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人等法に定める社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員が納付すべき会費の内容
- (2) 社員及び会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部譲渡、解散、合併の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合においては、当該社員は前二項の適用において出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した社員の中から総会で選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

(総会規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

- 3 本法人の理事長を一般社団法人等法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、業務執行を行なう理事として副理事長及び専務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人又は本法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して本法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、理事長を代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。
- 4 代表理事、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(事務局および職員)

第30条 本法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免し、有給とすることができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とし、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次にあげる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人等法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 委員会

(設置等)

第39条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て委員会を設けること

ができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査・研究・審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別途定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事名簿

(剰余金)

第43条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第48条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人等法その他の法令に従う。